

「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(駐車場附置義務条例)」の

見直し案に関するご意見をお寄せください

仙台市では、駐車需要への対応や違法路上駐車の防止を図るため、昭和40年に「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」(以下、「駐車場附置義務条例」という)を制定しています。

条例では、商業地域等において一定規模以上の建築等を行う事業者に対して、当該建築物の敷地内への駐車施設の附置を義務付けています。

「駐車場法施行令の一部を改正する政令」により、駐車場法施行令第18条に定められている特定用途に共同住宅が追加され、令和8年4月1日から共同住宅が荷さばき駐車施設の附置義務の対象に加えられるなど、国の動向を踏まえ、本市の駐車場附置義務条例の見直しを検討しておりますので、市民の皆様からのご意見を募集します。

募集期間

令和7年9月22日(月曜日)から令和7年10月21日(火曜日)まで【必着】

意見の提出方法

任意の様式にご意見、住所(団体の場合は所在地)、氏名(団体の場合は団体名及び代表者氏名)を記入し、次のいずれかによりご提出ください。

- ① 郵送:〒980-8671(住所記入不要)仙台市都市整備局交通政策課
- ② ファクス:022-211-0017
- ③ Eメール:tos009510@city.sendai.jp(件名を「駐車場附置義務条例見直しへの意見」としてください)
- ④ 電子申請システム(詳細は下記の市ホームページをご覧ください)

※電話や窓口での口頭による受付はいたしません。

※視覚障害などの障害をお持ちの方で、①～④によることが難しい場合は、可能な提出方法についてご相談ください。

「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(駐車場附置義務条例)」の詳しい内容、現在の内容、電子申請システムによる意見提出については、下記の市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/kotsu-suishin/kurashi/machi/kotsu/chushajo/fuchigimu/index.html>



資料の配布場所

市役所本庁舎2階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所などで配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます。

※ 提出いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、ご意見に対する市の考え方と併せて、後日市ホームページ等で公表する予定です。

※ ご意見に対する個別の回答は行いません。

※ ご記入いただいた個人情報は、適正に管理を行い、他の目的では利用いたしません。

お問い合わせ先

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 12-34
仙台市 都市整備局 交通政策部 交通政策課
TEL:022-214-8303(直通) FAX:022-211-0017
E メール:tos009510@city.sendai.jp

1.条例の適用区域

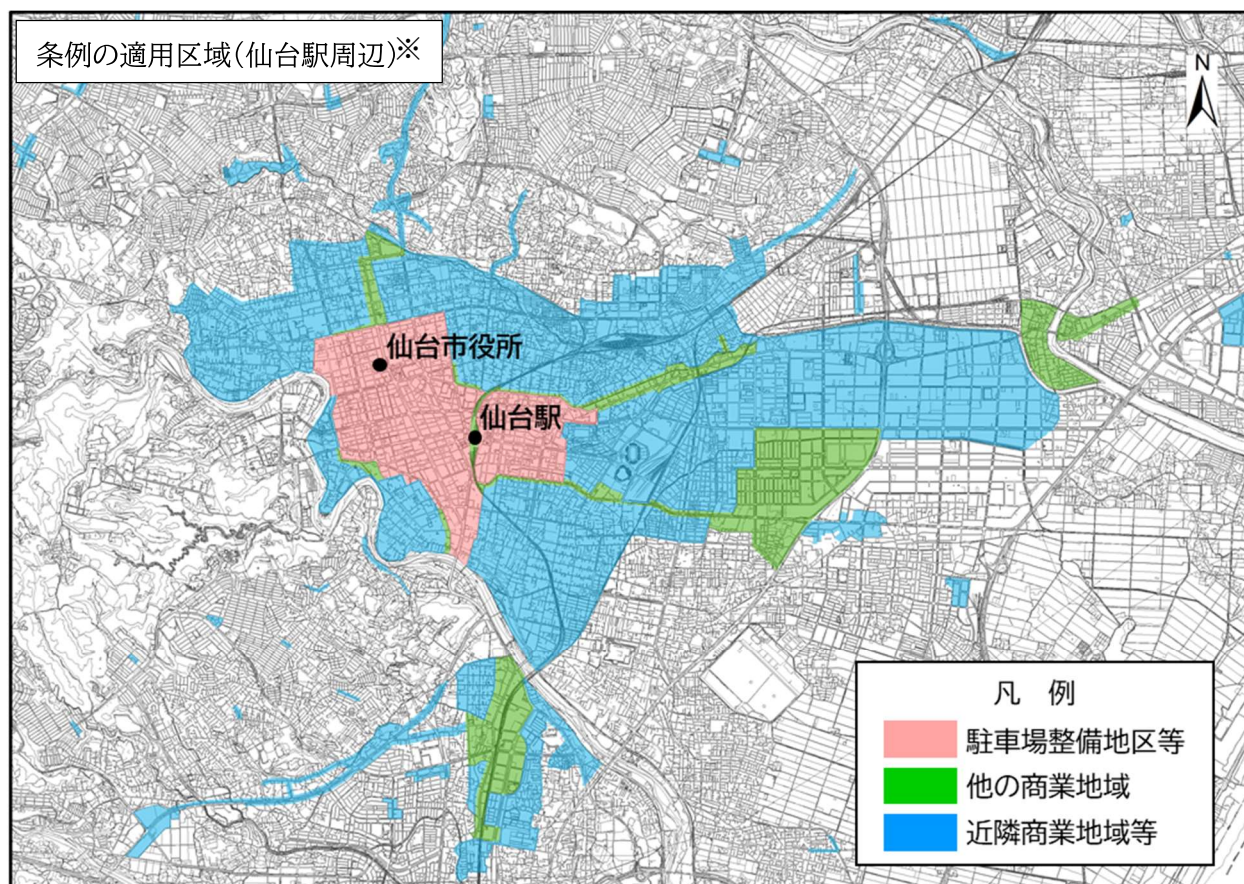
仙台市では、駐車需要への対応や、違法路上駐車防止を図るため、駐車場附置義務条例を制定しています。

条例では、商業地域等において一定規模以上の建築等を行う事業者に対して、建築物又は建築物の敷地内への駐車施設の附置と、本市への届出を義務付けています。

(1)適用区域

条例が適用される区域は、「駐車場整備地区等」「他の商業地域」「近隣商業地域」の3種類に分けられます。条例が適用される3種類の区域ごとに、対象建築物の条件が設定されています。

適用区域名		対象
A	駐車場整備地区等	駐車場整備地区（仙台駅の西側）
		市長が定める商業地域（仙台駅の東側）
B	他の商業地域	A 以外の商業地域
C	近隣商業地域等	A 以外の近隣商業地域
		周辺地区



令和6年12月現在

※上図の範囲外においても、**B** 商業地域や **C** 近隣商業地域であれば条例が適用されます。

2.見直し案の概要

(1)共同住宅への荷さばきのための駐車施設の附置義務の追加

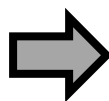
(適用区域：**A** 駐車場整備地区等)

近年の高層共同住宅の増加や宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、共同住宅の新築等による外部からの駐車需要が生じる程度が大きくなっていることから、共同住宅における荷さばき駐車施設の附置義務を追加します。

なお、共同住宅の一般車駐車施設の附置義務台数に変更はありません。

【現行】

共同住宅	非特定用途
附置義務駐車施設	一般車のみ

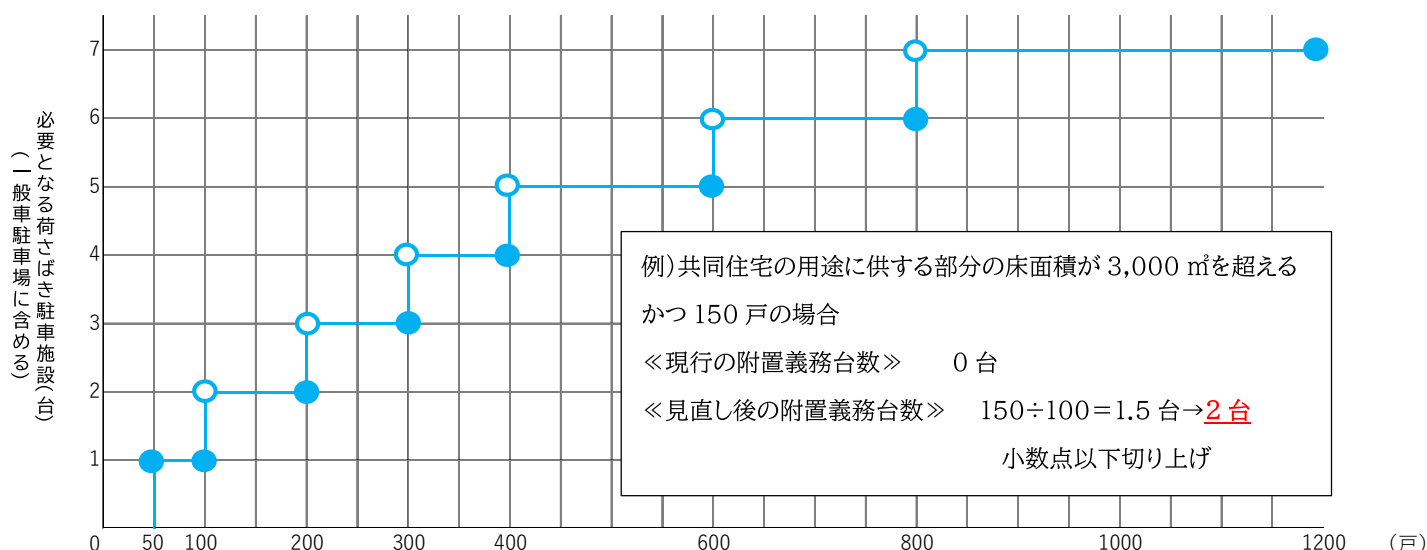


【見直し案】

共同住宅	特定用途
附置義務駐車施設	一般車及び 荷さばき車

詳細

対象建築物	共同住宅の用途に供する部分の床面積が 3,000 m ² を超えるかつ 50 戸以上の場合
算定基準 (原単位)	100 戸毎に1台(小数点以下切り上げ)
逡減措置	400 戸以上の共同住宅には逡減措置を設ける。



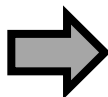
(2) 荷さばきのための駐車施設の車高に係る基準の変更

(適用区域：**A** 駐車場整備地区等)

これまで、荷さばきのための駐車施設は、通常都市内で貨物の運搬に利用される貨物車を想定し、はり下高さ3メートル以上としていましたが、近年は配送効率を重視して車高が高くなっており、近年の市街地の配送において一般的に使用されている車両(2トン車)の規格を踏まえ、はり下高さ3.2メートル以上とします。

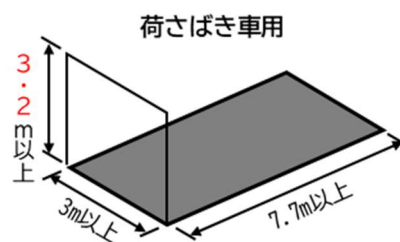
【現行】

荷さばき 車施設の 基準	幅	3m以上
	奥行き	7.7m以上
	はり下高さ	3m以上



【見直し案】

荷さばき 車施設の 基準	幅	3m以上
	奥行き	7.7m以上
	はり下高さ	3.2m以上



(3)車椅子使用者用駐車施設の車高に係る基準の追加及び駐車施設の規模の変更

(適用区域：**A** 駐車場整備地区等、**B** 他の商業地域、**C** 近隣商業地域等)

これまで、普通車用のうち1台について車椅子使用者のための駐車施設として義務付けていました。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第221号)により、車椅子使用者駐車施設の基準が変わったことから、附置義務駐車施設についても、同様の基準に変更します。

また、車椅子使用者が乗降の際に利用するリフト付き福祉車両の高さに配慮したはり下高さが求められていることから、附置義務駐車施設については、はり下の高さ 2.3メートルの確保を求めることとします。

【現行】

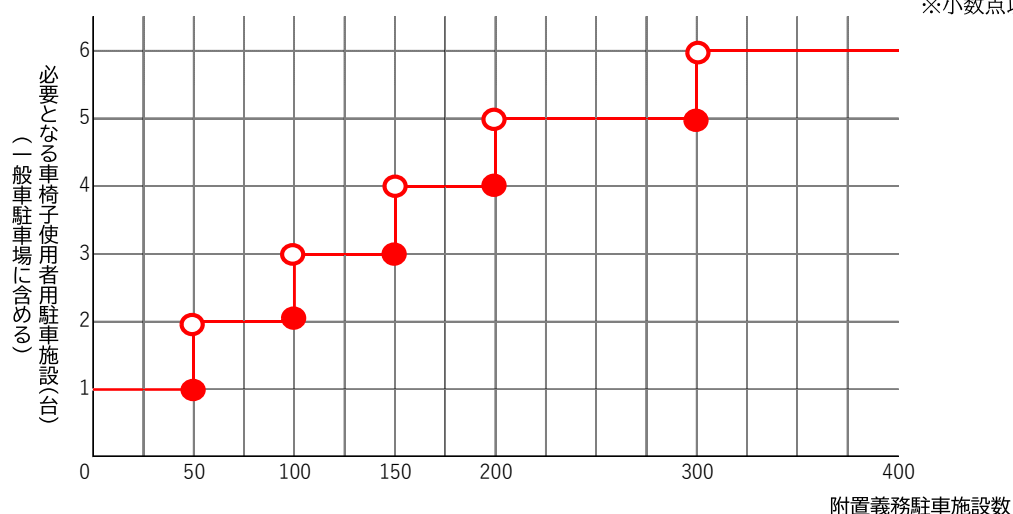
附置台数	1 台以上
駐車施設の基準	幅 3.5m 以上
	奥行 6m以上
	はり下高さ 無



【見直し案】

附置台数	附置駐車施設数が 200 以下	駐車施設数の 2%以上※
	附置駐車施設数が 200 超	駐車施設数の 1%+2 以上※
駐車施設の基準	幅 3.5m 以上	
	奥行 6m以上	
	はり下高さ 2.3m以上	

※小数点以下切り上げ



(計算例)

・附置義務駐車施設数が 200 台の場合

《現行の附置義務台数》 1 台以上の車椅子使用者用駐車施設の確保

《見直し後の附置義務台数》 $200 \times 2 \div 100 = 4$ 台

→ **4 台以上**の車椅子使用者用駐車施設の確保

・附置義務駐車施設数が 300 台の場合

《現行の附置義務台数》 1 台以上の車椅子使用者用駐車施設の確保

《見直し後の附置義務台数》 $300 \times 1 \div 100 + 2 = 3 + 2 = 5$

→ **5 台以上**の車椅子使用者用駐車施設の確保

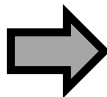
(4)既存の附置義務駐車施設の廃止時の届出に係る規定の追加

(適用区域：**A** 駐車場整備地区等、**B** 他の商業地域、**C** 近隣商業地域等)

これまで、附置義務条例について、整備後の管理や立入検査などの監督規定は設けられていましたが、建築物の解体に伴う廃止の際の規定はありませんでした。今後は、附置義務駐車施設のストックを適切に把握できるよう、廃止の際に届出を求めることとします。

【現行】

駐車施設の附置 に関する届出	建築物を新築・増築する 場合
	既存の建築物に現在の 基準を適用させる場合



【見直し案】

駐車施設の附置 に関する届出	建築物を新築・増築する 場合
	既存の建築物に現在の 基準を適用させる場合
	既存駐車施設を廃止し た場合